

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 北海道室蘭市日の出町三丁目3番3号
氏 名 有限会社さんぱい 代表取締役 藤本 誠司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日 平成30年 7月10日
許可の有効年月日 平成35年 6月23日

1. 事業の範囲

廃油（揮発油類。灯油類。軽油類。トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロタン、1,1-ジクロロエレン、シス-1,2-ジクロロエレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼンを含むもの。）、

廃酸（pH2.0以下のもの。水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロタン、1,1-ジクロロエレン、シス-1,2-ジクロロエレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むもの。）、

廃アルカリ（pH12.5以上のもの。水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロタン、1,1-ジクロロエレン、シス-1,2-ジクロロエレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むもの。）、

汚泥（水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエレン、シス-1,2-ジクロロエレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むもの。）、

鉍さい、燃え殻、ばいじん（以上3種類は水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物、六価クロム化合物を含むもの。）、

廃石綿等。

積替保管なし。以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成12年 3月14日 変更許可 (廃油 (ジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼンを含むもの。)、廃酸、廃アルカリ (以上2種類は水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シアジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むもの。)、汚泥 (水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、ジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シアジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むもの。)、鉍さい、燃え殻、ばいじん (以上3種類は水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物、六価クロム化合物を含むもの。)) の追加。

平成15年 6月24日 許可の更新
 平成20年 7月 2日 許可の更新
 平成25年 6月24日 許可の更新
 平成30年 7月10日 許可の更新

5. 積替え許可の有無 有・ 無

※当欄は、北海道内政令市における積替え許可の有無を示している。

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・ 無